

2019年8月30日

(登記情報取得サービス) 消費税率の引き上げに関するお知らせ

消費税法改正により、2019年10月1日から消費税率が10%となります。
それに伴う弊社における消費税等の取扱いにつきまして、ご案内申し上げます。

2019年10月1日以降のご報告分につきましては、新税率10%、
2019年9月30日までのご報告分につきましては、現行税率8%が適用されます。

なお、ご依頼時間、ご依頼内容、送付方法（FAX 後配達等）により、9月中にご依頼を
いただいたとしても、原本のご報告が10月1日以降になる場合があります。
その際は、誠に恐れ入りますが、新税率10%が適用されますので、ご理解賜りますよう
何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

